事 務 連 絡 令和7年10月30日

地方厚生(支)局医療課 御中

厚生労働省保険局医療課

データ提出加算(A245)に係る経過措置及び届出状況について

標記について、令和6年度診療報酬改定においてデータ提出加算の届出を要件とする入院基本料の範囲が拡大され、併せてデータ提出加算を届け出るためにはデータ作成のために一定の期間を要することから、令和8年5月31日までの経過措置を設けているところです。

経過措置終了後の令和8年6月以降も引き続き、当該入院基本料を算定するためには、一部の医療機関を除き、令和8年6月1日までにデータ提出加算を届け出る必要があります。

つきましては、具体的な手続き等について、下記のとおり、改めてお知らせいた しますので、管内の医療機関の届出状況を把握の上、未対応の医療機関に注意喚起 を行うなど、その取扱いに遺漏のないようご対応のほどよろしくお願いいたしま す。

記

- 1 データ提出加算の届出を要件とする入院基本料について(※別紙1参照)
- (1) 令和8年5月31日まで経過措置の対象となっている入院基本料

令和6年3月31日において、現に精神病棟入院基本料(10対1入院基本料及び13対1入院基本料に限る。)、精神科急性期治療病棟入院料又は児童・思春期精神科入院医療管理料に係る届出を行っている保険医療機関

(2) 令和7年10月時点において、当分の間、経過措置の対象となっている 入院基本料

令和6年3月31日において、病床数によらず、以下のアに該当しない保険医療機関であって、イ又はウに該当するもの、かつ、データ提出加算の届出を行うことが困難(※)であることについて正当な理由があるもの。

- ア 急性期一般病棟入院基本料、特定機能病院入院基本料(一般病棟に限る。)、専門病院入院基本料(13対1入院基本料を除く。)、回復期リハビリテーション病棟入院料1から4又は地域包括ケア病棟入院料を算定する病棟若しくは病室のいずれかを有する保険医療機関
- イ 地域一般入院基本料、療養病棟入院料1若しくは2、旧算定方法 別表第1に掲げる療養病棟入院基本料の注11、専門病院入院基本料 (13対1入院基本料に限る。)、障害者施設等入院基本料、回復期 リハビリテーション病棟入院料5、特殊疾患病棟入院料、緩和ケア 病棟入院料若しくは精神科救急急性期医療入院料を算定する病棟又 は特殊疾患入院医療管理料を算定する病室のいずれかを有するもの のうち、これらの病棟又は病室の病床数の合計が当該保険医療機関 において200床未満のもの
- ウ 精神病棟入院基本料(10対1入院基本料及び13対1入院基本料に限る。)、精神科急性期治療病棟入院料若しくは児童・思春期精神 科入院医療管理料を算定する病棟又は児童・思春期精神科入院医療 管理料を算定する病室のいずれかを有するもの
- (※) 基本診療料の施設基準等第十一の二十一及び二十二に掲げる、データ提出加 算の届出を行うことが困難であることについて正当な理由がある場合とは、 電子カルテシステムを導入していない場合や厚生労働省「医療情報システム の安全管理に関するガイドライン」に規定する物理的安全対策や技術的安全 対策を講ずることが困難である場合等が該当する。
- 2 データ提出加算の届出について
- (1) データ提出加算届出までの流れ
 - ① 様式40の5 データ提出開始届出書を提出
 - ② 試行データの作成及び提出
 - ③ ②で提出した試行データが適切に作成された医療機関あてにデータ 提出事務連絡を発出
 - ④ 様式40の7 データ提出加算に係る届出書を提出

⑤ データ提出加算の算定及び本データの提出を開始

(2) 留意事項

- ② 2 (1) ①の様式40の5について、令和7年度中は残り2回の期限が設定されているが、データ提出加算を令和8年6月1日までに届け出るためには第4回目の期限である令和8年2月20日までの提出が必須であること
- 試行データは本データに準じた取扱いとするため作成及び提出に当たっては「2025年度DPCの評価・検証等に係る調査(退院患者調査)実施説明資料」を参照すること
- 試行データが提出期限までに提出されなかった場合、また、調査実施 説明資料に定められた方法以外での提出や提出されたデータに不備があ った場合等は、データ提出の実績が認められないこと

(3) 参考資料

- 令和6年度診療報酬改定の概要 (P207ページ) https://www.mhlw.go.jp/content/12400000/001252076.pdf
- 令和7年度における「データ提出加算(A245)」の取扱いについて (令和7年4月30日付け事務連絡)

https://www.mhlw.go.jp/content/12404000/001483226.pdf

- 令和7年度データ提出加算に係る説明会資料 https://www.mhlw.go.jp/content/12400000/001485062.pdf
- 2025年度DPCの評価・検証等に係る調査(退院患者調査)」実 施説明資料

https://www.mhlw.go.jp/content/12404000/setumei_20250530.pdf

データ提出加算に係る届出を要件とする入院料の見直(

一夕に基づくアウトカム評価を推進する観点から、データ提出加算に係る届出を要件とする入院 料の範囲を拡大する。

	入院料	データ提出要件
∢	急性期一般入院基本料 特定機能病院入院基本料(一般病棟) 専門病院入院基本料(7 対 1 、 10 対 1) 地域包括ケア病棟入院料 回復期リハビリテーション病棟入院料	データの提出が必須
В	地域一般入院基本料 療養病棟入院基本料 専門病院入院基本料 (13対1) 障害者施設等入院基本料 特殊疾患入院医療管理料 回復期リハビリテーション病棟 5 特殊疾患病棟入院料 緩和ケア病棟人院料 精神科救急急性期医療入院料	データの提出が必須(経過措置②ア)
O	精神病棟入院基本料(10対1、13対1) 精神科急性期治療病棟入院料 児童・思春期精神科入院医療管理料	規定なし → データの提出が必須 (経過措置①、②イ)
L 88 # + 0 \ C \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	(土畑)	

[経過措置] (概要)

- 令和6年3月31日時点において、 **「C」の入院料に係る届出を行っている保険医療機関** については、 **令和8年5月31日まで**の間に限り、 データ提出加算に係る要件を満たしているものとみなす。
- 令和6年3月31日時点において、 **「A」の入院料を算定する病棟又は病室のいずれも有しない保険医療機関**であって、以下のいずれかに 該当するもの、かつ、データ提出加算に係る届出を行うことが困難であることについて正当な理由があるものに限り、 出加算に係る要件を満たしているものとみなす。
 - 「B」の入院料を算定する病棟又は病室のいずれかを有するもののうち、これらの病棟又は病室の病床数の合計が 200床未満のもの 「C」の入院料を算定する病棟又は病室のいずれかを有するもの
- 207 地域一般入院料3及び療養病棟入院料2のデータ提出加算に係る要件について、新規に保険医療機 w_o 関を開設する場合等において1年間に限り満たしているものとみなす措置を講ず A

本提出 開始 7.F 本データ作成 対象期間 加算継続 調査継続 古 開 路 6月 提出と受理 4007 本データ作成 対象期間 5月 加算継続 調査継続 本提出 試行提出 加算 開始 開始 R08 4月 本表における加算開始時期及び本データ作成時期は、あくまで最短のスケジュールを 示したものであり、様式40の5の届出 加算継続 提出と野理 4007 様式 作成対象期間 3月 本データ作成対象期間 試行 提出 2月 本提出 開始 作成対象期間 古 聞 路 試行データ 4007 提出と受理 12月 第4回目の試行データは、 本データ作成 「2月・3月」分のデータを 対象期間 (3月・4月分ではない) 試行 提出 11月 令和7年度提出スケジュール 試行データ 作成対象期間 提出すること。 加 開始 10月 4007 提出と受理 森具 世6 出 試行 提出 田8 時期によって異なることに注意すること。 試行データ 作成対象期間 7月 6月 20日まで に届出 20日まで に届出 R08年2月 R07年5月 R07年8月 20日まで 月20日ま でに届出 R07年11 に届出 様式やの5の提出